

公募型プロポーザル実施に係る通知書

佐世保市公告第1号

令和8年1月9日

本公募は、佐世保市議会における令和8年度予算の議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の否決または本公募に係る予算の減額があったときは、契約を締結しないことがあります。この場合、応募等に要した費用を市に請求することはできず、応募者の負担とします。

佐世保市長

公募型プロポーザルを行いますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名 佐世保市ふるさと物産支援及び
ふるさと納税制度利用促進支援業務
- 2 業務期間 契約締結日 ～令和11年3月31日
- 3 業務概要
本業務は、佐世保市ふるさと納税制度の運営管理業務のほか、シティブランディング・シティプロモーションを包括的に実施することで佐世保市のふるさと納税寄附額の増額を図るもの。
- 4 仕様書等各種資料のダウンロード
参加を希望される方にパスワードを交付しますので、参加を希望される方は、巻末に示す佐世保市担当者にメールにて別添1「パスワード申請書」を送付し、パスワードを受領後、佐世保市ホームページ内「佐世保市からの調達情報掲示板」からパスワードを入力のうえ、仕様書等各種資料をダウンロードしてください。
※「佐世保市からの調達情報掲示板」掲示場所：佐世保市ホームページ内（左側）の「事業者の方へ」⇒「佐世保市からの調達情報掲示板」
【パスワード申請先】
佐世保市経済部ふるさと物産振興課 email : fursui@city.sasebo.lg.jp
- 5 再委託の可否 可
再委託を申請される場合は再委託申請書を提出してください。
再委託は佐世保市が許可した範囲に限ります。すべての業務を再委託することはできません。
また、プレゼンテーション時に再委託部分についての説明を行ってください。
・再委託申請書は事業者決定後、佐世保市が指定する期限までに提出し、許可を受けてください。
- 6 契約上限価格及び委託額の算定等
本プロポーザルにおける契約額の上限は下記のとおりとします。提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。
①基本業務委託料 寄附額(さとふる等除く)の6.6%（消費税及び地方消費税込み）
②受領証明書発行及び発送業務 1件当たり 99円（消費税及び地方消費税込み）
③ワンストップ申請業務(紙) 1件当たり 275円（消費税及び地方消費税込み）
※ 参考 令和7年度寄付額見込み額 約17億円(さとふる等を除く)
※ 委託額の算定は、各年度の実績額に拠ることとし、各年度で清算する。
※ 委託額の支払い時期は、契約締結時に協議を行うものとする。
※ 受領証明書等の送付及びワンストップ申請書の返信に要する額は実費とします。

7 参加要件

本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①のすべてを満たし、かつ、参加要件②のいずれかに該当することとします。

(1) 参加要件①

i 参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。

ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加することができるものとする。

iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 参加要件②

下記の区分ごとの要件すべてを満たす方

i 設立後の経過期間

法人	登記後1年以上経過している者
個人事業主	営業を開始して1年以上経過している者

ii 納税状況

区分	佐世保市内に本社、本店又は支店等の出先を有する方※	左記以外の方
法人	市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、消費税及び地方消費税に未納がない者	法人税と消費税及び地方消費税に未納がない者
個人事業主		申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がない者

※佐世保市に納税がない方は、「左記以外の方」の区分となります。

iii 地方公共団体が発注した「地域の物産振興等の課題への取組み支援を含むふるさと納税制度運用管理」を内容とする業務を令和5年度～令和6年度の間に受託し、その実績の成果として当該地方自治体のふるさと納税額が、当該期間内で20億円を超えた結果となった受託が1以上あること。

(3) 参加要件③

本事業に係る事業者（再委託先）は、参加要件①を満たす必要があります。

8 欠格要件

参加要件①及び参加要件②に該当する方であっても、以下の欠格要件①又は欠格要件②のいずれかに該当する、又は欠格要件③のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できません。

(1) 欠格要件①

- i 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置
- ii 佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iii 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iv 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- v 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- vi 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- vii 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制

(2) 欠格要件②

- i 審査委員会の委員が、提案者の役員や顧問等、経営又は運営に関与している。
- ii 審査委員会の委員が、提案者となる学術機関や研究室等に所属している。
- iii 審査委員会の委員が、提案者と資本的関係又は人的関係（基幹要綱第4条第9項に規定する資本的関係又は人的関係をいう。）を有している。
- iv 審査委員会の委員が、提案者と利害関係がある。（佐世保市が利害関係があると判断した場合を含む。）

(3) 欠格要件③

- i 参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出している者
- ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加することができるものとする。
- iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者

9 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとします。また、優先交渉権者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、優先交渉権者の資格を取り消し、契約を締結しません。

10 参加表明にかかる提出書類

(1) 参加申請書

仕様書を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、別紙1「参加申請書」を提出してください。

※参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加はできません。

(2) 参加要件を満たすことを証明する書類

上記「(1)参加申請書」と併せて、次の書類を添付し提出してください。

i 設立後の経過期間を証明する証明書

法人	法務局発行の登記日が記載された登記事項証明書
個人事業主	申請日が属する年度の前年度の確定申告書類

ii 下記の区分に応じた納税に未納、滞納がないことを証明する証明書

区分	佐世保市内に本社、本店又は支店等の出先を有する方	左記以外の方
法人	佐世保市発行の 「市税に滞納がない証明書」 及び	税務署発行の 「様式その3の3 (法人税及び消費税及び地方消費税に未納がない証明書)」
個人事業主	税務署発行の 「様式その3 (消費税及び地方消費税に未納がない証明書)」	税務署発行の 「様式その3の2 (申告所得税及び消費税及び地方消費税に未納がない証明書)」

※上記i及びiiともに写し(コピー)も可とします。

② 実績を証明する書類

地方公共団体が発注した「地域の物産振興等の課題への取組み支援を含む、ふるさと納税制度運用管理の業務など」を受託した実績が分かる契約書の写し(コピー)。

※受託実績は、本社や本市に登録がある支店、事務所以外の支店等の実績も含みます。

※契約書の写し(コピー)は1契約のみ提出してください。

(3) 提出期限

提出期限は**令和8年1月30日(金)17時00分**までとします。

(4) 提出方法

持参 又は 郵送(配達記録があるもの) 又は e-mail

(5) 提出先

〒857-0852 長崎県佐世保市干尽町1番42号

佐世保市経済部ふるさと物産振興課 e-mail : fursui@city.sasebo.lg.jp

11 提案者の認定

提案者としての認定通知は、原則として佐世保市役所開庁日(土日祝は閉庁日)にあって参加申込書提出後2日以内にメールにて通知いたします。

12 提案書の提出等

参加申請書を提出後、下記の要領にて提案書を作成し、期限までに提出してください。なお、提案書及び添付資料の作成に必要な経費は提案者負担とします。また、審査後、提案書の返却は致しません。

- i 提案書の提案書等の作成要領については別紙2のとおりとします。
- ii 提出期限は令和8年1月30日(金)17時00分必着とします。
- iii 持参又は郵送(配送記録があるもの)で提出してください。
- iv 提出先
〒857-0852 長崎県佐世保市千尽町1番42号
佐世保市経済部ふるさと物産振興課
- v 提案書に、別紙7の見積書を添付すること。

13 辞退

提案者となった後に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに辞退書を提出してください(様式は任意)。

辞退書提出期限：令和8年2月12日(木)17時00分まで

14 プレゼンテーション開催日等

日時：令和8年2月18日(水)
場所：佐世保市役所10階会議室1
〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号

i 参加事業者が多数の場合は、事前に書類審査を実施し、プレゼンテーション審査対象者を選定する場合があります。その際は、プレゼンテーション審査以降の日程を変更する場合がありますのでご了承ください。なお、事前の書類審査を行った場合、その結果としてプレゼンテーション審査対象者とならなかつた提案者に対しては、本通知書の14 iiiに記載するプレゼンテーション審査日程の通知は致しませんのでご了承ください。

ii プrezentation審査における説明は、本業務の遂行にあたって、当方担当者との協議の窓口を担う「主担当者」が実施してください。質疑については、審査委員からの指定がない場合、参加者のどなたが答えていただいても結構です。

iii プレゼンテーション審査は、現時点では**対面方式**を予定しています。その際の参加者数等、プレゼンテーション審査の実施方法は、参加者に対し、令和8年2月6日(金)17時00分までに別途通知します。

iv プレゼンテーションに係る現地への移動費・滞在費、その他プレゼンテーションにかかる一切の費用については、提案者の負担とします。

15 仕様書及び本通知への質問

i 質問期間は**公募開始から令和8年1月23日(金)17時00分**までに別紙「質問書」にて行ってください。期日以後の質問は受け付けません。

ii 回答方法はメールのみとし、電話での回答は行いません。

iii 質問回答は、**令和8年1月26日(月)17時00分**までに参加申請書を提出された方全員にメールにより回答します。

16 プロポーザルに係る全体スケジュール 別紙3のとおりとします。

17 審査基準

- i 審査項目及び配点は別紙4のとおりとします。
- ii 適正基準点は420点とし、適正基準点未満の場合は優先交渉権者としません。
- iii 別紙4に示す審査項目において、別紙5に示す「評価レベル1」以下と評価された審査項目が1つでもあった場合は、原則失格とします。
- iv 適正基準点以上であっても、各委員の採点において6割未満の採点を行った委員が1人でもいる場合は、優先交渉権者としない場合があります。
- v 上記iii又はivに該当する場合であっても、審査委員会において審議し、業務履行能力等に問題がないと判断された場合は、その者を優先交渉権者とするものとします。
- vi 参加事業者が6者以上の場合には、事前の書類審査を実施することがあります。その場合、別紙4「評価表」の大項目「5プレゼンテーション評価以外の項目」を審査します。

18 採点方法

(1) 通常の採点

別紙5に示す算式及び乗率により算出し、審査委員全員の合計点のうち、最も高位の方（以下「最高得点者」という。）を優先交渉権者とします。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、優先交渉権者を決定します。

(2) 特例による採点

最高得点者と順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数の合計をいう。）が最も低位の者とが一致しない場合（この場合の最高得点者と順位点の合計が最も低位な者を、以下「ねじれの対象者」という。）は、下記の「特例による採点方法」により優先交渉権者の決定を行います。

（特例による採点方法）

ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高得点及び最低得点を除いた委員の得点を合計し、最高得点となった方を優先交渉権者とします。

19 同点となった場合の取り扱い

(1) 通常の採点により同点となった場合

- i 順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数の合計をいう。）が最も少ない方を優先交渉権者とします。
- ii i によっても同点となる場合は、評価レベル5の数が多い方を優先交渉権者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

(2) 特例による採点により同点となった場合

評価レベル5の数が多い方を優先交渉権者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

20 次点候補者の繰り上げ

優先交渉権者が契約を締結しなかった場合は、一回に限り、次点となった方を優先交渉権者とすることとします。ただし、次点となった方が適正基準点未満であった場合は繰り上げを行わないものとします。

21 提案者が一者の場合の取り扱い

提案者が一者の場合であっても、原則としてプレゼンテーション審査を実施します。

22 優先交渉権者への通知

令和8年2月20日(金)17時00分までにメールにより通知します。なお、優先交渉権者に選定されなかった方へは通知をいたしませんのでご了承ください。

23 最終提案書

優先交渉権者となられた方は佐世保市担当者と協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市担当者から通知します。

24 契約の締結

最終提案書の提出後の翌日から起算して7日以内(佐世保市の休日を定める条例(平成2年条例第22号)第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない)に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。

25 契約保証金

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出後の翌日から起算して7日以内(佐世保市の休日を定める条例(平成2年条例第22号)第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない)に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。

なお、佐世保市財務規則第144条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

26 その他

i 上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

ii 当方に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例に照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

以 上